

契 約 書 (案)

令和8年 月 日

発注者 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

にかほ市長 市川雄次

受注者

にかほ市長 市川雄次（以下「発注者」という。）と、 （以下「受注者」という。）
とは、下記記載の物件（以下「物件」という。）の賃貸借に関し契約を締結する。

1. 件 名 にかほ市業務用ノート型PC等賃貸借
2. 賃貸借物件 別紙1納入機器明細書のとおり
3. 賃 賃 借 料 賃貸借料（月額） 円（内消費税額 円）
4. 納 入 場 所 にかほ市役所象潟庁舎
秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
5. 賃 賃 借 期 間 令和8年8月1日 から 令和13年7月31日まで
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

※上記の月額賃貸借料に対する消費税額は、現行税率（10%）で算出した金額である。

契 約 事 項

(契約の趣旨)

第1条 発注者に対する物件の賃貸借及び保守に関する契約の内容については、この契約事項による。

(物件の引き渡し)

第2条 発注者は、受注者からの物件の引き渡しを受けたのち、これを検査のうえ、物件の借受書を受注者に提出する。

2 物件の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全その他の瑕疵があったときは、発注者は、直ちに受注者にこれを通知し、また前項の借受書にその旨を記載する。

(賃貸借料及び保守料の請求及び支払い)

第3条 受注者は、賃貸借料を月毎に請求するものとし、当該月分を翌月に請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払い請求があったときは、支払い請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(善良なる管理者の注意等)

第4条 発注者は、物件の設置場所をあらかじめ機器製造会社の定める基準により物件のために良好な環境に保持すること等、物件の保管、使用にあたり発注者は善良なる管理者の注意をもって物件を管理する。

2 発注者は、物件の使用に際しては、それらに添付される取扱説明書等に定めるとおりの用法及び用途にのみ使用する。

3 発注者は、物件及びこの契約に基づく賃貸権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

(他機器の取付、物件の改造、移転)

第5条 発注者は、次に定める事項については、あらかじめ受注者の文書による承諾を必要とする。

- (1) 物件に他の機器等を取り付ける場合
- (2) 物件を改造するとき
- (3) 物件の設置場所を移転する場合

2 前項の場合に要する費用は、いずれも発注者の負担とする。

(通知義務)

第6条 次の場合、発注者は、遅滞なく受注者に通知しなければならない。

- (1) 物件につき、受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき、またはその恐れがあるとき
- (2) 物件につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき

(損害賠償)

第7条 受注者は、発注者が故意または過失によって物品を毀損し、受注者に損害を与えた場合は、その賠償を発注者に請求できる。

(契約違反)

第8条 発注者が第3条の賃貸借料の支払いを延滞し、またはこの契約事項の一にでも違反したときは受注者は、通知、催告をしないで下記の行為の全部または一部をすることができる。

- (1) 賃貸借料、保守料またはその他の費用の全部または一部の即時の弁済請求
- (2) 物件の引きあげ、または返還の請求
- (3) 本契約の解除と損害賠償の請求

2 受注者によって前項(1)、(3)の行為がとられた場合でも、この契約によるその他の発注者の義務は免除されない。

(契約の解除)

第9条 発注者または受注者は相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは契約を解除することができる。なお、解除する場合は、その2ヶ月前に文書によって相手方に通知する。

(予算の減額等による契約の変更等)

第10条 発注者は、頭書の賃貸借料及び第3条の規定にかかわらず、契約期間中であっても予算の減額または削除があった場合は、受注者と協議のうえ、この契約を変更または解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害を請求することができる。この場合における損害額は、協議して定める。

(消費税額の変動)

第11条 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108条）の改正によって消費税額に変動が生じた場合、発注者は、この契約を何ら変更することなく、月額賃貸借料に相当額を加減して支払うものとする。

(物件の返還)

第12条 受注者は、賃貸借期間が満了したとき、又は契約を解除したときは直ちに物件を引き取るものとし、これに要する費用は、受注者の負担とする。

2 前項の場合において、受注者の責めに帰すべき理由により物件の撤去が遅滞したときは、発注者は物件を撤去し、その費用を受注者に請求することができる。

3 受注者は、物件の引き取りを受注者以外の者に行わせる場合は、あらかじめ発注者に申し出て、その承認を得なければならない。この場合において、業務に支障がないと認める場合に限り、承認するものとする。

(協議)

第 13 条 この契約の定めがない事項、またはこの契約の履行について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者受注者協議してこれを定める。

(付随条項)

第 14 条 頭書に付随条項を定めたときは、その条項は、この契約と一体となり、これを補完または修正するものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

別紙1 納入機器明細書

品名	メーカー	機種・型番	数量	単位
ノートパソコン			260	台
(上記に含む)	Microsoft	Office LTSC Standard 2024	260	式
液晶ディスプレイ			220	台
パソコン切替器			60	台